

入 札 説 明 書

「(1) 工 事 名 浜松医科大学体育館改修機械設備工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月3日

2 契約しようとする者

- (1) 名 称 国立大学法人浜松医科大学
- (2) 契約者 国立大学法人浜松医科大学 理事 三 沼 仁
- (3) 所在地 〒431-3192 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号

3 工事概要等

- (1) 工 事 名 浜松医科大学体育館改修機械設備工事
- (2) 工事場所 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号（浜松医科大学構内）
- (3) 工事内容 本事業は、建設後50年(1976年)経過した体育館を長寿命化する大規模改修に合わせて災害時帰宅困難者の避難施設として整備する、延べ面積1,371㎡、建築面積1,118㎡（内装改修対象外：162㎡）の鉄筋コンクリート造2階/鉄骨造1階の改修に伴う機械設備工事である。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで。（約7.5ヶ月）
財政法の定めによる承認を得た場合は延長予定。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を理事（財務担当）に対し、下記8（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。
- (6) 本工事は「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和7、8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」及び「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。

- (5) 平成23年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、下記に掲げる基準を満たす新增改築機械設備工事又は改修機械設備工事の実績を有すること。
- ①建物用途：体育館・運動施設、病院、図書館、校舎・研究施設、事務所・庁舎のいずれか
 - ②構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれか
 - ③延床面積：700㎡以上（改修工事の場合は建物内部の改修延べ面積とする。）
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ①2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ②平成23年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記4（5）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、下記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ①資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までの掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社高橋茂弥建築設計事務所

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当するものである。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記6(2)②によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

標準点を100点とする。加算点は、別紙「評価項目・評価基準及び評価点」の①及び②の評価項目において、最高30点を与える。

① 「加算点」の算出方法は、別紙「評価項目・評価基準及び評価点」の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

② 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と①によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもつて行う。

$$\text{・ 評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

(3) 評価項目及び評価基準等

① 企業の技術力

1) 企業の施工能力に関する事項

2) 配置予定技術者の能力に関する事項

② 企業の信頼性・社会性

1) 法令遵守(コンプライアンス)に関する事項

2) 地域精通度に関する事項

3) ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価基準等については、別紙「評価項目・評価基準及び評価点」を参照すること。

7 担当部局

〒431-3192 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
浜松医科大学施設課企画係
電話053-435-2138

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、理事（財務担当）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和8年7月3日（金）から令和8年7月14日（火）

日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

- ② 提出先：上記7に同じ。

- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は持参、電子入札システム（上記期間内で、利用可能な日時に限る）、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。上記期間内必着。）により行う。又、電子入札システムに別紙様式2を提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合はその限りではない。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、③配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡し済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績（別紙様式2・別紙2）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに別紙「評価項目・評価基準及び評価点」表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

- ② 工事成績（別紙様式2・別紙3-1又は別紙3-2）

工事成績相互利用登録機関（別表2）が発注した、管工事における令和6年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、管工事における令和6年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和6年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての管工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記②iii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を

怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

i) 別紙「評価項目・評価基準及び評価点」表中「工事成績相互利用登録機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定」において、2年連続で年度（過去2年度）の平均点が65点未満である場合。

ii) 経常建設共同企業体又はその構成員がi)に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。

iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、令和6年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、別紙「評価項目・評価基準及び評価点」表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙4-1、別紙4-2）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事施工の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに別紙「評価項目・評価基準及び評価点」表中、「過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、別紙「評価項目・評価基準及び評価点」表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする（(ii)を含む。）。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許証等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険被保険者証等の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事が、工事成績相互利用登録機関（別表 2）が発注した工事の場合、かつ令和 4 年度から令和 8 年度に完成した工事の場合は、工事成績を記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したものを評価する。）。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- ・別紙「評価項目・評価基準及び評価点」表中「同種工事の施工経験として挙げた工事の過去 4 年度以降に完成した主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績」において、点数が 65 点未満である場合。

iii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については 1 者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

④ 事故及び不誠実な行為（別紙様式 2・別紙 5）

東海地域における営業停止を受けたもの又は文部科学省並びに国立大学法人等の指名停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止及び営業停止の期間終了後 6 ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について記載すること。

⑤ 緊急時の施工体制（別紙様式 2・別紙 6）

静岡県西部地区（浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市、森町）に所在する技術者・資機材等の拠点を優先して記載すること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別紙様式 2・別紙 10）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下の認定への取組状況を記載すること。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））、プラチナえるぼし認定企業又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

なお、認定を受けている場合は、証明できる資料を添付すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 7 月 24 日（金）までに電子入札システム（紙入札の申請をした場合は書面）により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 理事（財務担当）は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 7 に同じ。
- ⑥ 申請書等の提出書類の容量が大きく、電子入札システムを利用してファイルを提出することが出来ない場合は、提出書類全てを持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出することとする。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、理事（財務担当）に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和8年7月31日（金）17時00分
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面の持参により提出するものとする。
- (2) 理事（財務担当）は、説明を求められたときは、令和8年8月7日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和8年7月3日（金）から令和8年7月9日（木）日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。上記期間内必着。）により提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり閲覧に供する。
期間：令和8年7月13日（月）から令和8年8月3日（月）まで。

11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和8年7月24日（金）から令和8年8月3日（月）15時00分まで。
- (2) 入札場所：〒431-3192 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
浜松医科大学管理棟3階施設課（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和8年8月4日（火）14時30分
- (4) 開札場所：〒431-3192 静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号
浜松医科大学管理棟1階打合せ室2（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、理事（財務担当）により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、理事（財務担当）が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保

険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。) なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

1.4 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- (3) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Word (Word2016 形式以下で保存)
 - ・Microsoft Excel (Excel2016 形式以下で保存)
 - ・PDF ファイル (AcrobatPro 以下で保存)
 なお、ファイル容量は10MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく10MB以内に収まらない場合は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (4) 入札参加者は、押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。提出した工事費内訳書について理事（財務担当）（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項がかけられている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合にお

いては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(5) 理事（財務担当）の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(6) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.5 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1.6 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、理事（財務担当）により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.7 落札者の決定方法

(1) 本学が作成した予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

なお、低入札価格調査の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱い」を参照すること。

1.8 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1.9 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制度違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき、3回以内で支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

23 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、理事（財務担当）に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記7に同じ。

② 提出方法：書面の持参により提出するものとする。

- (2) 理事（財務担当）は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

理事（財務担当）からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9（2）又は23（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により理事（財務担当）に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、東海国立大学法人機構入札監視委員会が審議を行う。

書面の持参により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

26 手続における交渉の有無 無

27 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

28 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、
上記7に連絡すること。
- (11) 設計図書等については、令和8年7月3日までに本学HPの入札公告（建設工事）に掲載する。（<https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/procurement-info/supply2.html>）

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	独立行政法人教員研修センター
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

工事成績相互利用登録機関（令和 8 年 2 月 5 日現在）

■中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
内閣府 （内閣官房）	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室（会計担当） 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27. 9. 30） 〃 〃 予算課（H27. 10. 1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局（営繕部及び営繕事務所）及び北海道開発局営繕部 北海道開発局開発建設部の発注に係る営繕工事（官庁営繕関係を除く）、各地方整備局、河川・道路・公園等の事務所及び管理所の発注に係る 営繕工事（港湾関係・官庁営繕関係を除く）航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機 械課並びに航空交通管 制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公 園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防 衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防 衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html

国土交通省＞政策・仕事＞官庁営繕＞公共建築工事の発注者の役割＞工事関係資料＞公共建築工事に関する工事成績の相互利用について＞「工事成績相互利用登録機関」

＜参考＞

国立大学法人浜松医科大学契約事務規程

(競争に参加させることができない者)

第2条 理事(財務担当)は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 理事(財務担当)は、競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 理事(財務担当)は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

3 理事(財務担当)は、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、前各項に定める者以外の者について競争に参加させないことができる。